

A-4 他の施設

意見書 No	内 容
120	第1回意見書への(株)ミダックの見解書1頁の、意見書 No.3 には、過去の福田、豊橋、呉松等での例を挙げて会社に対する不信が表明されていますが、これに対する見解として、(株)ミダックは、これらのトラブルに関する自社の正当性を主張、事実に基づかない情報も流布された、としています。 そこで、取敢えず、一部に付いてだけ再質問します。 豊橋の「中止した施設」に付いて、東日新聞平成20年5月7日付[東日ニュース]News&Topicsなるホームページで『ミダックが産業廃棄物建設中止』と題して「同施設の建設には、計画発表直後から東細谷、細谷、豊清、三弥、弥栄、原、中原の近隣7町がそろって反対を表明、住民による建設反対グループも発足し、豊橋市長や市議会にたびたび計画中止を求める要望書や陳情書を提出するなどの活動を展開していた。 同社は07年3月、石原産業(大阪市)が三重県・四日市工場で製造した産業廃棄物「フェロシルト」を豊橋市内の処理場に搬入して処理する計画を発表。その後、中止に追い込まれる騒動が起こっている。この焼却施設建設の過程でも、同社は市が求める事前手続きを経ずに許可申請を強行するなど、住民から根強い反発があった。(松井俊満)」とありますが、(株)ミダックとしてはどのように受け止めるのか伺います。 尚、呉松の件に関しましては次回以降の意見書で取り上げる心算です。 回答の前に、記事内容つき1点注釈させていただきます。 ・ 「同社は07年3月、石原産業(大阪市)が三重県・四日市工場で製造した産業廃棄物「フェロシルト」を豊橋市内の処理場に搬入して処理する計画を発表。その後、中止に追い込まれる騒動が起こっている。」 (記事内“同社”とは、当社(株)ミダックを指します。) この件につきましては、当社豊橋事業所にはこれを無害化処理する能力とその許可があり、石原産業様からの処理依頼があったため、社会的必要性も高いと判断しそれに向けた手続きを進めておりました。これが新聞に載り住民様の声が行政に届き、行政が石原産業様に対し搬入しないよう任意要請(本委託処理が適法であり民事契約案件であることから強制はできないため)したため、石原産業様が処理委託することを自主的に取りやめされたというのがその経緯です。あたかも当社が、違法処理を企てたかのように思わせる論調での記事表現は適切ではないと考えます。 続いて以下、回答させていただきます。 当焼却施設計画については、確かに住民説明会等で住民の皆様から多くの反対の御意見を頂戴しておりました。「住民による建設反対グループも発足し、豊橋市長や市議会にたびたび計画中止を求める要望書や陳情書を提出する」という事案についても承知しております。 このように、必ずしもすべての住民の皆様が御賛同を得られてはいなかったということについて、それを事実として十分に当社も認識しておりました。また、その事実を真摯に受け止め、ど

のようでしたら御理解を頂けるのかに腐心しておりました。当社としましては、この計画については、最新の設備とすることで環境影響調査も実施し周囲に影響を与えるものではないとの絶対の自信を持って取組んでおりましたので、感情的な御意見ばかりで反対されたからといって撤回する考えは御座いませんでした。

だからこそ、住民説明会を開催させて頂き、周辺環境にも十分配慮し最新の技術を盛り込んだ当焼却施設計画への御理解を、できるだけ多くの住民様から得ることに最大限努力しておりましたし、またそれを継続する考えでもおりました。

しかし、一方で住民の方全員が反対であったのではないとも認識しております。事実、現業である中間処理施設運営で良好な関係を構築できていた自治会様とは、環境保全協定締結に向けたお話し合いも進めさせて頂いておりました。

この計画については、当初計画を立案した時から数年が経ち、その間の世界的経済情勢の悪化やそれに起因する産業構造の変化など、種々の劇的外部環境の変化があり、それに対応する形で当社の計画も一部見直しをする必要が生じ、結果的には計画中止とせざるを得なかったわけですが、住民の皆様全てに十分な御理解を頂けぬまま終局となってしまったことが、当社としては悔いとなっております。